

消費者トラブルを斬る

≫2



井上晴夫 弁護士

自己破産、個人再生の選択

してもらおう自己破産か、借金の減額をってもらおう個人再生です。

自己破産は、裁判所から免責決定を得れば、借金がすべて免除されるといふ点がメリットです。逆にデメリットとして、今後数年間は借金ができなくなることで、不動産や株など高価な財産を保有できなくなることがあります。また、よくある誤解で、自宅を所有し、家は手放

Bさんは、結婚して子どもが生まれ、自宅を購入しました。ところが、四年前、会社をリストラされ、別の会社に再就職し収入が激減しました。再就職した会社の給料だけでは住宅ローンを含む生活費を賄いきれなくなりました。やむなくBさんは、クレジットカードのローンや消費者金融からの借り入れで急場をしのぐようになり、とうとう

Bさんの家計を考えると、住宅ローンを支払い続けながら五百万円の借金を返済するのは至難の業です。そこで考えられるのは、借金を全額免除

自己破産までの流れ



してもらおう自己破産か、借金の減額をってもらおう個人再生です。自己破産は、裁判所から免責決定を得れば、借金がすべて免除されるといふ点がメリットです。逆にデメリットとして、今後数年間は借金ができなくなることで、不動産や株など高価な財産を保有できなくなることがあります。また、よくある誤解で、自宅を所有し、家は手放したくないという人に、個人再生という方法を免除してもらえない場合があります。これは、住手手続きです。ただ、この手続きは、毎月の安定した収入と本人の根気が必要になるので、決して甘くはありません。

次に、Bさんのように、家を手放す場合、家は手放す必要はない人なら問題ありません。Bさんの場合は、自分が一番の借金解決策か、家を所有し続けることができません。

また、よくある誤解で、自宅を所有し、家は手放す必要はない人なら問題ありません。Bさんの場合は、自分が一番の借金解決策か、家を所有し続けることができません。

次に、Bさんのように、家を手放す必要はない人なら問題ありません。Bさんの場合は、自分が一番の借金解決策か、家を所有し続けることができません。

◇相談窓口 島根県弁護士会 ☎0852・21・3225
(対応時間は平日9—12時、13—17時)